

グローバル経済下における法人課税改革

柳 下 正 和

要 旨

少子高齢化，グローバル化，財政健全化，地方分権といった深刻な問題を抱えるわが国経済社会にとって，税制の抜本的改革の必要性が指摘されてきた。最終的な政治判断は先送りされ続けてきたが，税制の抜本的改革の政策提言が数多く出されている。

本稿では，まず，国際課税も含めた法人課税の抜本的改革に関する議論を整理し，グローバル経済における法人課税の在り方を明らかにしている。法人課税に関しては，経済のグローバル化をにらんで法人税率の引下げが論じられてきた。従来，法人課税は経済の活性化と企業の国際競争力の向上の点から議論されることが多かったが，グローバル経済の下で，対内直接投資を呼び込んで，経済の活性化を図ろうとする視点も新たに加わってきている。また，目指すべき方向として，超過収益に限定した源泉地ベースの法人課税方式を検討すべきであるという意見も出てきている。

次に，政権が民主党に代わってから2度目となる平成23年度税制改正大綱における法人課税の取り組みについてふれ，それがどのように評価されているのかを議論した。税率の引下げや雇用促進効果，国際的な調和という観点からみると概ね評価できるとされているが，景気回復やデフレの解消に関しては効果を疑問視する見方も出ている。

最後に，グローバル経済下における法人課税については，その進むべき方向性として，国際課税の分野では世界各国との調和を図りつつも，わが国に対内直接投資を行い，進出する企業が増加するといったインセンティブを与えられる租税政策が実行されるような戦略的な視点から，効率性や簡素化を目指した抜本的改革が行われるべきである。

キーワード：法人課税改革，グローバル化，平成23年度税制改正大綱，法人税引下げ，対内直接投資

はじめに

わが国の経済社会は、少子高齢化、グローバル化、財政健全化、地方分権といった早急に解決しなければならない問題を抱えている。このような深刻な問題に、現行税制がうまく対応できていないので、税制の抜本的改革の必要性が指摘されてきたが、最終的な政治判断は先送りされ続けてきた。税制の抜本的改革の政策提言が数多く出され、そのどれもが「税制の抜本的改革はまったなしである」としている。

法人課税に関しては、経済のグローバル化をにらんで法人税率の引下げが論じられてきた。従来、法人課税は経済の活性化と企業の国際競争力の向上の点から議論されることが多かったが、グローバル経済の下、対内直接投資を呼び込んで、経済の活性化を図ろうとする視点も新たに加わってきている。

そこで、本稿では、国際課税も含めた法人課税の抜本的改革に関する議論を整理し、グローバル経済における法人課税の在り方を明らかにする。次に、政権が民主党に代わってから2度目となる平成23年度税制改正大綱における法人課税の取り組みについてふれ、それがどのように評価されているのかを議論し、法人課税改革の進むべき方向性を検討したい。

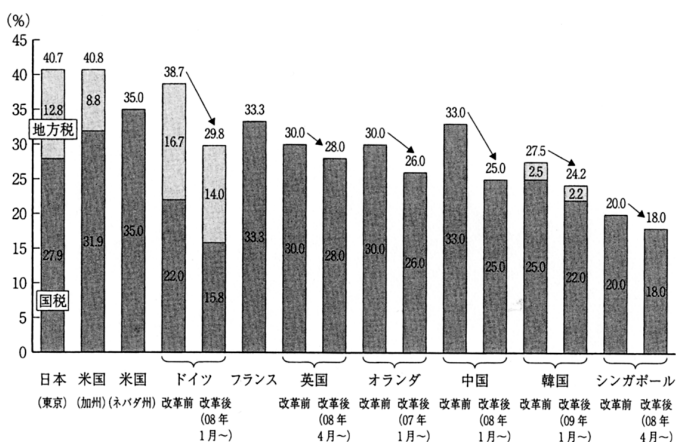
1 グローバル経済下における法人課税改革の方向性

1.1 法人税率引下げと国際競争力をめぐる議論

「わが国の法人税の水準は国際的にもトップクラスで、国際競争力向上の観点から法人税率を引下げることが必要である」と議論されるようになってから久しい。法人税の国際比較には、「法人税表面税率」、「法人税実効税率」、「GDPに対する法人税負担の割合」といったように指標がいくつもある。「法人税表面税率」とは、国税・地方税の法定税率を足し合わせて、損金算入分の調整をした指標である。図1によれば、わが国とアメリカが40%台と高い。欧州諸国やアジア諸国については、法人税改革を行い、法人税率を引下げたので、欧州諸国で30%前後、アジア諸国で25%以下となっている。

法人税の引下げに関しては、「法人税は誰が負担しているのか」と「国際競争力」に関して議論がなされている。

「法人税は誰が負担しているのか」については、法人税は誰が負担し、負担を軽減した場合に、どこにどのように効果が及ぶのかが議論されている。経済学的にこの問題を考える時に、法人税の転嫁と帰着の分析を用いて議論が行われるが、森信茂樹教授はこの研究成果を説明し、「現在



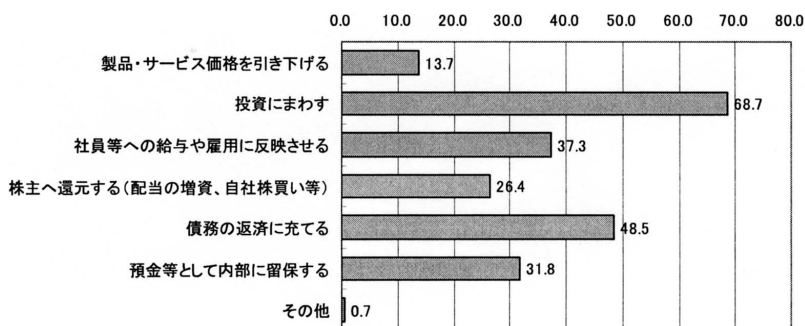
(出所) 森信 (2010), 214 ページ。

図 1 法人税表面税率の比較

のようにデフレ的な経済状況下では、消費者への転嫁は難しく、会社経営者・従業員あるいは株主が負担しているであろう」と述べている (森信, 2010, 218 ページ)。法人税の税率を引下げることで誰が恩恵を受けるのかという問題については、土居丈朗教授は、日本以外の国で法人税が減税された場合、どうなるかについて、Randolf の議論⁽¹⁾を敷衍して説明をし、「法人税を引下げることは、法人だけを優遇しているわけではないのである。むしろ、わが国で法人税を下げることで、わが国の労働者にも恩恵が及ぶと考えられる」と述べている (土居, 2010, 146-47 ページ)。

法人税の引下げ効果について、森信教授は、経済産業省の 2007 年アンケート (図 2) の結果から、「大企業経営者たちの感覚では、法人税が減税された場合、研究開発投資と配当を増やすという選択が多く、固定費の引上げになる賃金の上昇につなげるという経営者は少ない」としながらも、「賃金の上昇につながらない法人税減税が国民にとって意味がないわけではない。法人税減税の結果、研究開発への投資が増えれば、生産性や企業価値の向上につながり、競争力や生産性の向上を通じて、雇用の拡大につながり、国民全体の所得が増えることになる」と述べている。

「国際競争力」については、土居教授は「税負担と国際競争力の関係においては、基本的には法人税の問題が重要になる」と述べている (土居, 2010, 148 ページ)。国際競争上、不利になることについて、同教授は、「法人税は法人所得の源泉となる生産活動が営まれた場所に納税額が依存するから、法人税率が低い場所 (国) で生産して、そこで法人所得が発生したことにすれば、納税額は少なくて済む。だから、日本の法人税率が高いと、日本で生産活動を営む企業は、法人税率がより低い国で生産活動を営む企業よりも、多くの負担を消費者に転嫁しなければなら



(出所) 経済産業省 (2007), 4 ページ。

図2 法人実効税率が引き下げられた場合の短期的な対応 (n=1, 513)

ないか、多くの税負担を強いられるかどちらかになる」と説明している。また、国際競争力と経済活力との関係から、地方の法人課税も重要であるとしている。わが国の都道府県財政は住民税や事業税といった所得課税によって支えられている。景気後退に直面し、企業が納める事業税の収入が大幅に低下し、都道府県財政も悪化の一途をたどっているが、経済活性化と税収の確保の両立のために、法人課税から消費課税へのシフトの必要性を土居教授は主張している。その根拠として、「いまさらのようにわが国の地方税において法人課税を強化することは、企業活動の国際化という大きな流れに逆らい、時代錯誤的である」と述べている。

わが国の経済活性化に関する政策の一環として、わが国企業が海外で稼いだ所得を国内に還流させることが重要になっている。経済のグローバル化に伴い、わが国企業の海外生産比率は3割強に達し、海外利益の多くを国内に還流させずに海外に留保する傾向が見られている。国内への資金還流の障害になってきたのは、わが国より低い税率で稼いだ所得を還流させるとわが国の法人税率が上乘せされること、これに加えて外国税額控除に控除限度額の制限があることである。地域統括会社創設や海外企業の買収により企業形態が複雑になり、海外子会社の所得について、外国税額控除制度では二重課税が十分に調整できなくなっている。そのために、海外利益が過度に海外に留保される恐れが出てきたのである。これに対して、法人税の引下げで本来対応すべきところを、折からの税収不足もあり、外国子会社配当益金不算入制度が検討された。企業の国際競争力強化やわが国経済の活性化を図ることと、外国税額控除制度が抱える彼我流用の問題を解決すべく、2009年には国外所得を非課税とする外国子会社配当非課税制度が導入された。このことから、グローバル化した経済において、法人税の引下げばかりでなく国際課税制度を利用した租税政策も重要度を増していることが分かる。

1.2 立地の競争力の向上の視点

法人税引下げは、その考え方として企業の国際競争力の向上の点から議論されてきた。しかし、今日では、企業は付加価値を生み、雇用を支えてくれる金の卵で、これが海外に移転すれば、わが国の経済は大きな打撃を受けることから、立地の競争力を高めるために法人税引下げを行うという異なった考え方になってきていることが指摘されている。企業が、重い税負担を避けようと海外投資を進めれば、国内は空洞化し、雇用や付加価値は減少する。それを防ぐばかりでなく、立地の競争力を高め、国内へ海外からの投資を呼び込みつつ、雇用・付加価値を増加させるという考え方に視点が移ってきているということである。

EU 諸国で激しい法人税率引下げ競争が行われているにも関わらず、法人税収自体が減っていない、法人税収の対 GDP はむしろ上昇しているという「法人税の税率・税収パラドックス」が判明している。この要因に関しては、次の2つの点が導き出されるとされている。第1に、法人税の引下げが多くで租税特別措置の見直しなど課税ベースの拡大とセットでなされてきた点である。第2に、法人税率の引下げ競争が顕著な2000年代に、新規起業が増えている点である。第2の点に関しては、法人税率の引下げが、個人のアントレプレナーシップを刺激し、経済を活性化させたことを実証的に裏付けているとされている。

森信茂樹教授は、「法人税の引下げにより、わが国の付加価値を海外に流出させることを防ぐとともに、本来わが国に落ちるべき付加価値が落ちていない障害を取り除き、わが国の雇用や税収の確保につなげる戦略」を危機感をもって考えていく必要があると指摘している（森信，2010，222-23 ページ）。また、グローバル経済下において、立地の競争力の向上を目指したドイツの税制改革を紹介し、多国籍企業のタックス・プランニングの存在に警鐘を鳴らし、戦略的思考に基づいた法人税改革の必要性を説いている（森信，2010，224-27 ページ）。

ドイツにおいて、2007年から3年間にわたって大規模で抜本的な税制改革が、メルケル大連立政権のもとで始まった。法人税改革は、その第2弾として行われ、課税ベースを拡大しつつ税率を引下げるとの方針のもとで実施された。その具体的な内容であるが、法人税率の引下げに関しては、連邦税・州税である法人税率の25%から15%への引下げ、地方税である営業税の基本税率を5%から3.5%へ引下げることによって、法人税の表面税率を39%から30%へ大幅に引下げるといったものであった。課税ベースの拡大に関しては、利子控除の制限、減価償却制度の定率法から定額法への変更、営業税の損金算入の否認、移転価格税制の強化などの施策がとられた。

ドイツにおける法人税改革の趣旨として、次の2点があげられる。第1に、製造部門を中心とした生産コストが旧東欧諸国と比べて高いという競争条件を改善することにより、ドイツ企業立地の国際的な競争力を強化することである。第2に、ドイツ国内外への法人所得の流出を防ぎ、

ドイツ国内で申告される法人利益を増加させることである。第1の点に関しては、企業の公的負担の軽減が雇用拡大につながる期待が国民に生じることで、法人税率の引下げが一定の支持を得たのは、激しい国際競争、これに伴う雇用問題の深刻化に対する国民の危機感があったことが法人税改革につながったと指摘されている。第2の点に関しては、ドイツ国内で営業活動を行い利益をあげているにもかかわらず、資本調達費としてオランダやアイルランドなどの低税率国に利益を移転し、ドイツの法人税を免れるという多国籍企業の租税回避への対応であると説明されている。

アメリカ多国籍企業の低税率国への所得移転プランニングにより、アメリカ大企業の法人税負担率が2003年には表面税率35%の約半分程度である17.2%という数値が出ていると森信教授は述べている。その具体例として、タックス・ハイブんに子会社を設立し、コーポレート・インバージョンを駆使し、自らを子会社化して、タックス・ハイブン対策税制を逃れるようなプランニングを行ったり、法人税率の低いアイルランドやオランダに知的財産管理会社や統括会社を作って、欧米先進国の高い法人税負担を節約したりするスキームが紹介されている。

こうした出来事は、わが国にとっても無縁の話ではなく、森信教授は「税をコストとらえる広がりの中で、低税率国に所得を移したり、留保するケースが増え、わが国の雇用や知的財産といった付加価値の漏出は進みつつある」と警鐘を鳴らす。また、わが国の対外・対内直接投資の相手先国に、タックス・ハイブンであるケイマン諸島や他国からの資本を呼び込むための優遇税制をもつオランダやシンガポールがトップ10内に入っていることから、「すでにわが国の対外・対内直接投資は、低税率国経由で行われているという驚くべき事実を物語っている」と述べている。その背景には、タックスローヤー、投資銀行、会計会社等の専門家集団であるプロモーターが存在している。プロモーターは、節税のための洗練されたプランニングを、新会社法の施行による企業行動の規制緩和の下で、わが国企業を相手に売り込み、ビジネスチャンスを広げようとしているのである。

1.3 源泉地ベースの法人課税と国際課税

青山慶二教授は、イギリスの法人税改革について勧告を行っている「マーリーズレビュー」の中の「国際資本課税レポート (International Capital Taxation)」で提唱された正常収益を超えた純収益・超過収益のみを課税ベースとする「源泉地ベース」での資本所得課税方式を取り上げている。

「国際資本課税レポート」では、イギリスが将来採用すべき法人税の究極的なしくみは正常収益を課税免除し、純収益・超過収益のみを課税ベースとする源泉地ベースでの資本所得課税方式を提案している。国境を越えた事業活動に伴う課税管轄間の法人事業所得の課税ベース配分を議

論の中心としてきたのが、近年の法人税に関する国際課税の議論である。イギリスの中長期的税制改革の方向性を検討しているマーリーズレビューにおける国際法人課税に関する提言として投資家・事業体を通じた資本課税方式が提案されるに至った背景として、同教授は「多国籍企業の課税ベース配分ルールにおいての適用において直面している解決困難な状況もその要因の一つではないかと考えられる」と述べている（青山，2011a，53ページ）。すなわち、複雑かつ高度化した多国籍企業の経済活動により生み出される利得を課税管轄国が納得する形で配分するためのしくみとして、納税者・所得区分別に法的二元主義で整理された現行スキームは機能不全に陥っている。「国際資本課税レポート」で提案されている海外子会社配当を非課税とする免税方式を併用した源泉地ベースの超過収益課税方式について、「(国際課税の長年の課題にうまく答えられる)役割を果たすものとして位置づけられうるのではないかと同教授は受け止めている。

海外子会社配当を非課税とする免税方式を併用した源泉地ベースの超過収益課税方式に関して、同教授は2つの期待を抱いている。1つ目は、「イギリス経済とわが国経済の間には、国民所得に対する国際資本取引所得のシェアや国境を越えた貯蓄・投資所得の分布などにおいて、かなり大きな差異があることは否定できない」としながらも「少子高齢化の下で今後の経済発展を海外との資本取引の拡大に依存せざるを得ないと予測されるわが国から見れば、『国際資本課税レポート』が分析する『小規模開放経済』からの視点に立った正常所得を除外した投資決定を攪乱しない源泉地ベースの法人所得課税構想（抜本的改革案）は、第一印象において、多くの点でわが国ニーズにかなったものではないか」という期待である。2つ目は、「わが国では、従来アウトバウンドとインバウンドの投資に関わる国際課税制度を区分して別々に論じる傾向が見られるが、抜本的改革案は、法人税の在り方自体を根拠にしたものであり、仮に、各国が国内法により一致して採用した場合や租税条約により同制度を前提とした課税権配分が常態化した場合には、アウトバウンドとインバウンドを通じた課税ベースの配分に関わるシンメトリックな解決方法を提起しうる」という期待である。そして、「国際資本課税レポート」が国際課税に関連するコンテキストで行っている諸検討に絞り、抜本的改革案の検討を行っている（青山，2011a，61ページ）。

源泉地ベースの法人税課税のしくみに関して、抜本的改革案は3段階の理論構成を採っている。第1段階は、法人税を法人事業体を通じた事業投資のリターンに対する課税と認識し、金銭投資のリターンである受取利子や有形・無形資産のリターンである受取使用料の課税と同様、資本課税の一形態として税負担を求めるべきとの立場に立っている。第2段階は、その法人レベルでの投資リターンに対する課税は、超過所得部分に限定した課税ベースに限定するのか、あるいは現行の法人税制同様正常収益を含む形で所得課税を行うのかの問題については、小規模開放経済下での資本保有に対する追加的なディスインセンティブを回避する観点から、前者の立場を採るべきとしている。第3段階は、国際課税プロパーの制度設計の論点である。

超過収益に限定した源泉地ベースの法人課税方式には、メリットとして投資家と企業家段階での二重課税解消が徹底されることがあげられる。また、法人所得に関わる国際課税の対象を超過収益に限定することによる、国境を越えた所得配分ルールの一元化・明確化と執行の簡素化という効果も見込まれる。そればかりでなく、源泉地国としての課税ベースが狭まり、源泉徴収の可能性が少ないとなれば、外資のインバウンド投資効果があることも指摘されている（青山，2011a，64ページ）。

源泉地ベースの法人課税方式の国際課税上の課題として、青山教授は「移転価格や外国子会社合算税制との関連では、より踏み込んだ課税理論上の検討と実際の国際取引実務に引き寄せたフィージビリティの検証が必要である」としている。とはいっても、2009年、2010年の両年にわたって着手された重要な国際課税制度の改革に関して、同教授は「領国主義と所得区分アプローチは、源泉地ベースの法人課税と同一の方向性をもっている」と評価している。そして、「わが国こそ、マーリーズレビューが提起した源泉地ベースの法人税の妥当性の検証を行う上で適切な課税管轄の一つであると考え」と述べている（青山，2011a，72ページ）。

2 平成23年度税制改正大綱の評価

2.1 平成23年度税制改正大綱における法人課税の取り組み

平成22年12月16日に、「デフレ脱却と雇用のための経済活性化」，「格差拡大とその固定化の是正」，「納税者・生活者の視点からの改革」，「地方税の充実と住民自治の確立に向けた地方税制度改革」の4つの課題を掲げた平成23年度税制改正大綱が閣議決定された。

「デフレ脱却と雇用のための経済活性化」という課題について、法人課税の改正もしくは改革の基本的な考え方として「デフレから脱却し、日本経済を本格的な成長軌道に乗せていくため、国内企業の国際競争力強化と外資系企業の立地を促進し、雇用と国内投資を拡大することが喫緊の政策課題となってい」と述べられている。

この政策課題を達成するために、法人課税の具体的な取り組みとして次の6つのことが掲げられている。(1)先進国の中で米国と並んで最も高い水準にあるわが国の国税と地方税を合わせた法人実効税率⁽²⁾について引下げを行うこと、(2)厳しい環境に置かれている中小法人に適用される軽減税率についても引下げを行うこと、(3)雇用を増加させた企業を支援する雇用促進税制、(4)成長分野である環境分野への投資を促進するための税制措置、(5)国際的な企業立地競争の中でわが国の魅力を向上させる税制措置、(6)課税ベースの拡大等により財源確保を図るための租税特別措置の見直しである。

(1)については、国税と地方税を合わせた法人実効税率を現在の30%から約5%引き下げて、

25.5%にする。これが実現することでわが国企業の国際競争力の向上や立地環境の改善が図られるとともに、これにより、企業が国内の投資拡大や雇用創出に積極的に取り組むことで、その相乗効果によってデフレからの早期脱却につながることを期待している。

税率引下げとともに、財源確保のために、租税特別措置である特別償却や準備金等の廃止や一部縮減を行うこと、法人税法上の措置である減価償却制度の償却速度を主要国並みに見直すこと、大法人について欠損金の繰越控除を一部制限する等の措置を講じて、課税ベースの拡大を行うことも明記されている。

(2)については、厳しい経済状況下で、雇用の大半を担っている中小企業を支えることを、重要な政策課題の一つとして位置付け、中小法人に対する18%の軽減税率を15%まで引下げることにしている。これに加え、中小企業関連の租税特別措置についても一部見直しを行うとしている。

(3)については、新成長戦略の一つの柱として雇用の維持・増加を図り、それによって経済成長を推進する雇用促進税制を構築することである。具体的には、法人実効税率の引下げにより国内雇用の維持・増加を促すだけでなく、雇用の受け皿となる成長企業を支援するために、雇用を一定以上増やした企業に対する税制上の優遇措置を創設するとともに、育児支援や障害者雇用促進のための税制上の優遇措置の創設・拡充を行うとしている。

(4)については、環境・エネルギー技術の開発を後押しすることにより経済成長につなげるとともに、地球温暖化問題に対応していくため、先進的な低炭素・省エネ設備への投資に対し、税制上の優遇措置を講じることとしている。

(5)については、総合特区制度・アジア拠点化推進のための税制、さらに、グローバル企業のアジア地域統括拠点や研究開発拠点等を呼び込むための税制上の支援措置を創設としている。

(6)については、租税特別措置について109項目の見直しを行い、50項目を廃止又は縮減することとしている。

近年、経済取引や企業活動は、グローバル化している。経済取引や企業活動のグローバル化に対応するために、国際課税について、税制改正大綱では「国際課税については、国際的租税回避を防止して我が国の適切な課税権を確保すると同時に、投資交流の促進等により我が国経済を活性化する観点から、制度・執行の両面において対応する必要がある」と課題が述べられている。

国際課税に関して、税制改正大綱では、税制調査会専門家委員会においてとりまとめられた「国際課税に関する論点整理」にふれ、国際的経済活動を阻害しない形で、税収の適切な確保を目指す必要があるとの視点に立った上で、具体的な課題の提起を以下のように行っていると紹介している。

- ① 非居住者及び外国法人に対する課税原則について、今般のOECDモデル租税条約の改定

を踏まえ、今後、国内法をいわゆる「総合主義」から「帰属主義」に見直すとともに、これに応じた適切な課税を確保するために必要な法整備を検討する必要性

② 国際的な事業再編等を通じた無形資産の移転に係る国際課税のあり方

③ 国外資産に関する報告制度など様々な資料情報収集の手続整備や、外国との間で租税徴収の共助を行うための仕組みについて検討を進める必要性

税制改正大綱では、今後の方向性として、「論点整理」で提起された点も参考にしつつ、次のことが述べられている。まずは、上記①(帰属主義への見直し)及び③(資料情報収集及び徴収共助の手続整備)の点について具体的な検討を進める必要があるとしている。また、②(無形資産の取扱い)の点については、今後 OECD において無形資産の移転に係る国際課税のあり方に関する議論が行われることから、当面は「論点整理」で示された点を参考にしつつ、こうした国際的な議論に参画していく必要があるとしているのである。

租税条約については、「わが国経済の活性化や課税権の適切な確保に資するよう、経済構造及び国内法制、国際課税を巡る状況等を勘案しつつ、国際的な税務当局間の協力・協議の法的枠組みの強化を含め、そのネットワークの迅速な拡充に努め」とされている。

国際貢献のための税制としての新たな取り組みとして、国際連帯税導入の検討が述べられている。国際連帯税は、貧困問題、環境問題等の地球規模の問題への対策のための財源確保を目的としている。代表例として紹介されているのが、既にフランスや韓国等で導入されている航空券連帯税やフランスやベルギーにおいて、他の全ての EU 加盟国での実施等を前提として導入することとされている通貨取引税である。税制改正大綱では、「今後、上記の『論点整理』も参考にしつつ、真摯に検討を行」うと述べられている。

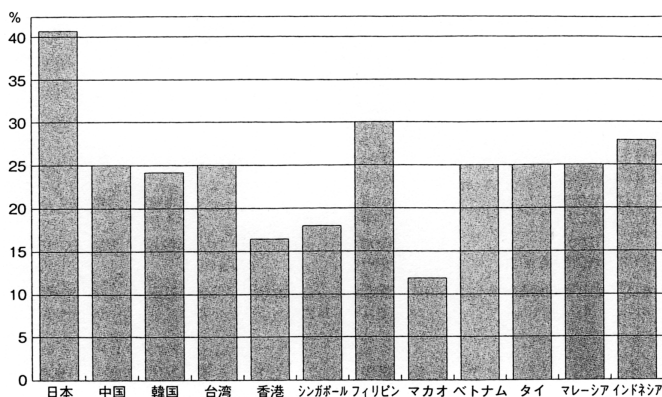
2.2 平成 23 年度税制改正大綱の法人課税に関する評価

平成 23 年度税制改正大綱の法人課税に関する評価を見ていこう。

土居丈朗教授は、平成 23 年度税制改正大綱の評価について、「(平成 23 年度税制改正は) 政権交代前からの課題に一定の解決を見たところは高く評価できる反面、場当たりの財源捻出のために税制改正の哲学が若干みえにくい決着になったといえる(土居, 2011, 22 ページ)」と述べている。政権交代前からの課題を解決した点について、法人税の引下げと高所得者に対する給与所得控除の縮小にふれ、特に、法人税の引下げに関しては「厳しい国際競争にさらされている日本企業が、税制面でのハンディキャップを少しでも弱めることができる点で重要であるといえる」としながらも、「日本企業が肉薄する国際競争力に直面するアジア諸国では法人実効税率が 20% の国もあるだけに、税率を 5% 引下げただけで日本経済に劇的な刺激を与えられるとは思わない」

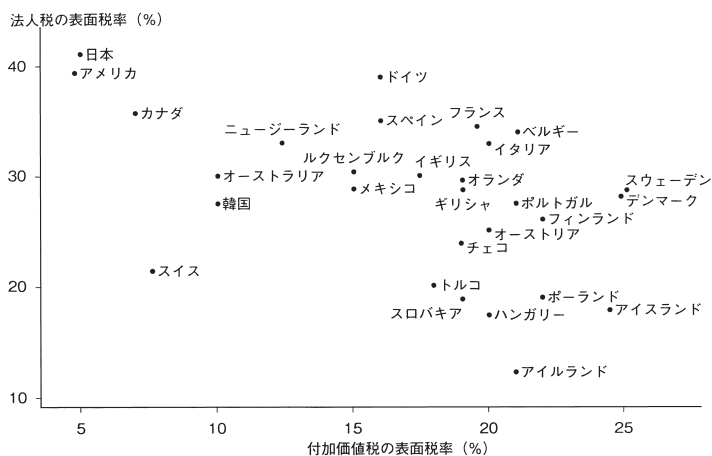
と述べている。税率の引下げに関しては、引下げを行わなければ、日本企業の海外流出に歯止めがかけられず、日本経済に打撃を与える恐れのある状況であるから、法人実効税率の引下げはそれを防ぐ効果があるとしている。そのため、今回の引下げで終わらずに、経済財政状況を見極めつつ、さらなる法人実効税率の引下げが必要であると述べている。

同教授は、アジア諸国の国々と比較して、わが国の法人税の表面税率が突出して高いことから(図3)、わが国企業が置かれている国際競争の環境から、他の先進国との関係よりもアジア諸国との関係が重要であると指摘している。また、付加価値税の表面税率が低い国は法人税の表面税率が高く、付加価値税の表面税率が高い国は法人税の表面税率が低いという相関関係があることを示し(図4)、経済のグローバル化や所得課税が抱える問題をクリアするために、世界の税制



(出所) 土居 (2011), 23 ページ。

図3 アジア諸国の法人税の表面税率 (2009年)



(出所) 土居 (2010), 138 ページ。

図4 法人税と付加価値税 (消費税) の表面税率 (2005-2006年)

改革の潮流が所得課税から消費課税へシフトしていることを述べている。法人課税については、海外企業が日本に進出・投資するか否かは、法人税が陰に陽に作用していること、日本が法人課税を重課する事態になれば、海外の企業が日本に進出・投資しなくなる恐れもあることといった国際情勢をにらんで、そのあり方を考える必要があるとしている。

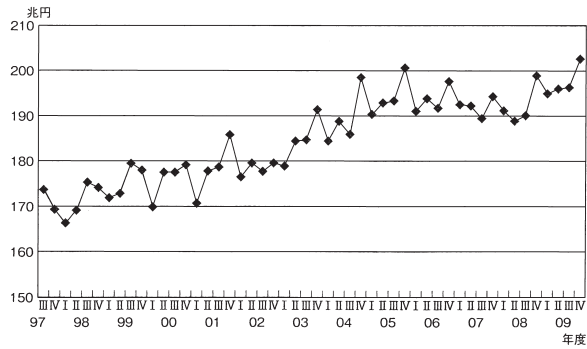
神野直彦教授は、グレゴリー・コルムの所説^③を過去の教訓として引用し、過剰貯蓄を解消してデフレ不況から脱却することが重要であると説いている（神野，2011，33ページ）。平成23年度の税制改正大綱は、法人税の税率の引下げと雇用促進税制といった二つの政策を含み、デフレ不況からの脱却や雇用の促進を提唱しているのは前節で見たとおりである。同教授は、平成23年度税制改正大綱について、「過剰貯蓄を解消してデフレ不況から脱却すること」という観点から批判的な評価を展開している。

法人貯蓄が増大していることと投資に対して貯蓄が過剰であることをあげ（図5，図6）、過剰貯蓄の解消のために、遊休企業基金税が提唱されてきたが、法人税の税率引下げについては、これらのことから景気回復に寄与するかどうか疑わしいと指摘する。税制改正大綱が「国内企業の国際競争力強化と外資系企業の立地を促進し、雇用と国内投資を拡大することができる」と想定しているのは、法人実効税率を引下げることで、この想定を実現する成長戦略が背後理念としてある。しかし、同教授は、想定しているほどの効果もたらされるかどうかについても疑問を呈している。図7は帝国データバンクの調査であるが、これによると、想定通りにいけばポイントが上がるであろう、「設備投資の増強（12.7%）」や「人員の増強（8.4%）」の回答は低く、「内部留保（25.6%）」や「借入金の返済（16.8%）」へ振り向けるという回答が多いという結果となっている。この調査を根拠として、法人税の引下げが、むしろ貯蓄を増強してしまい、デフレ不況を深刻化させることを危惧している。

税制改正大綱が、外資系企業の国内立地を期待し、それによって景気回復を目指そうとしている点に関しては、図8の外資系企業の意識調査から、外資系企業の日本進出の阻害要因は、「人件費（48.0%）」や「品質（45.8%）」が高く、「税金（17.5%）」、「税制上の特典がない（17.1%）」については低位である。このことから、法人税率引下げによる、外資系企業の国内立地は期待できなそうにないと述べている。

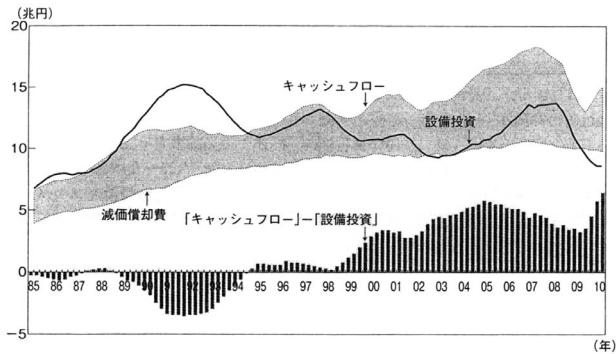
以上により、税制改正大綱について、「雇用促進措置には一定の効果が期待できるものの、法人税率引下げによる国内投資拡大による景気回復効果や雇用促進効果は見果てぬ夢に終わりそうである」と結んでいる。

青山慶二教授は、平成23年度税制改正大綱の国境を越えた企業活動に関する内容を、国際調和の観点から評価を行い、税制改正大綱の中で紹介されている「国際課税に関する論点整理」を今後のわが国の国際課税の改革の方向性を示すものとして取り上げてコメントしている。



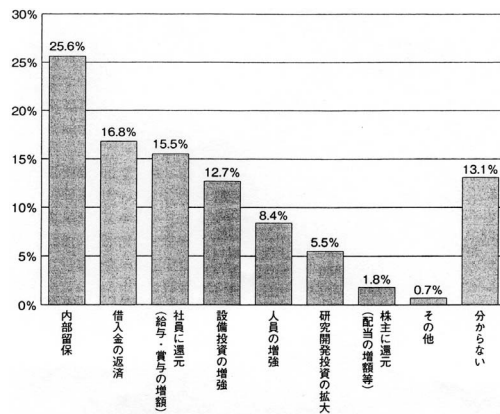
(出所) 神野 (2011), 31 ページ。

図 5 民間非金融法人企業の現金・預金の保有残高の推移



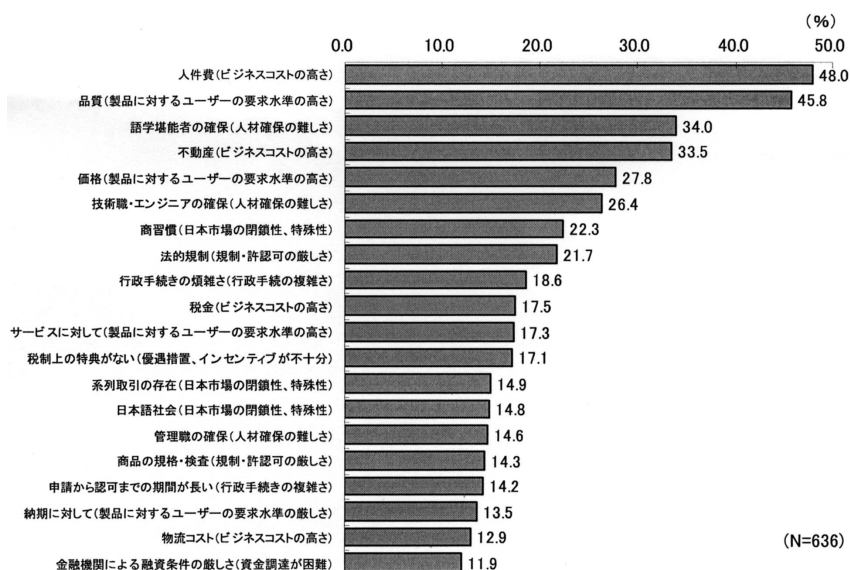
(注) 全規模・全産業（金融業・保険業を除く），4 四半期移動平均
 キャッシュフロー＝経常利益×1/2＋減価償却費
 (出所) 神野 (2011), 32 ページ。

図 6 設備投資とキャッシュフローの推移（法人企業統計・四半期別調査）



(注) 母数は、有効回答企業 11,446 社
 (出所) 神野 (2011), ページ。

図 7 法人引下げ分を充当する項目



(出所) 神野 (2011), 34 ページ。

図8 外資系企業の日本進出に係る阻害要因

法人実効税率の引下げについては、多国籍企業の投資活動に2つの方向での効果を及ぼすことが期待されるとしている(青山, 2011b, 37 ページ)。一つ目は、「わが国を本拠とする多国籍企業の最終税負担が軽減されることによって、海外のライバル企業との競争条件を改善し、更には積極的なアウトバウンド投資をも促進する効果が期待できる」ことである。二つ目は、「わが国市場並びにわが国を通じたアジア市場への進出を企画する外国籍の多国籍企業の投資活動が生み出す所得に対する税負担を減少することにより、わが国へのインバウンド投資を促進する効果が期待できる」ことである。

アウトバウンド投資については、実効税率の引下げが、平成21年度改正によって導入された外国子会社配当益金不算入制度の導入に恩恵を受けない子会社投資やポートフォリオ投資の収益率を高める効果が見込まれること、平成22年度改正によって導入された外国子会社合算制度税制の緩和との相乗効果による投資促進も期待されるとしている。インバウンド投資についても、実効税率の引下げが、わが国のアジア拠点としての立地の魅力を増幅させるものとして期待されるとしている。これに関しては、法人税率の引下げと国外所得免除のコンビネーションの実現が拠点立地の相対的優位性をアピールする役割を果たすものと評価している(青山, 2011b, 38 ページ)。

前述の「国際課税の論点整理」については、その概要を紹介し、コメントを加えている。①(帰属主義への見直し)については、「国内法ベースで総合主義を採る国は先進国においては、税

制の一貫性・透明性の観点から帰属主義への移行をスムーズに実現すべきと考える」とコメントしている。②(無形資産の取扱い)については、無形資産の移転に関わる国際課税のルール作成に関して「国内の検討と合わせて OECD でのルール作成へ向けた議論に積極的に参画していく必要がある」とコメントしている。③(資料情報収集および徴収共助の手續整備)については、「実体法の問題と異なり本件のような手續法の検討は、行政当局に任されて従来は必ずしも立法問題として具体的な取り組みが行われてこなかった領域であるが、欧米の実績などの情報を収集しながら、わが国も迅速な対応ができるように準備すべきと考える」とコメントしている(青山, 2011b, 41-42 ページ)。

なお、国際連帯税については、民主党のマニフェストにも掲載された政策であること、専門家委員会でも、この構想の生みの親である金子宏東京大学名誉教授の発表を受け、最も長い時間をかけ検討されたテーマであることにふれ、「地球規模の問題に対処するための国際連帯税構想そのものは好ましいと考えられるので、課税方法・執行可能性や税収使途などにつき更なる議論を行うべきと考えられる」と述べている。

最後に、平成 23 年度税制改正大綱について、「国際協調の観点が強く反映されたものであった」と評価している。

むすびにかえて

本稿では、国際課税制度を含めた法人課税改革の方向性を検討し、政権交代後に 2 度目となる平成 23 年度税制改正大綱の法人課税を整理した上で、その評価を議論した。

わが国の現行の税制は、少子高齢化、グローバル化、財政健全化、地方分権といったわが国が直面する問題を解決するための要請に十分応えられるものではなくっており、抜本的改革が必要で、しかも早急に実行されるべきであると主張されている。

その中で、法人課税の改革については、経済活性化と国際競争力の向上のために、諸外国でも実施された法人税の引下げをふまえ、わが国でも法人税率の引下げの必要性が議論されてきた。法人税率の引下げによって、企業の活力を高め、国際競争力を向上させることで輸出を強化し、日本経済を活性化するというシナリオが描かれてきた。しかし、経済のグローバル化という環境下で、わが国の企業活動もグローバル化し、生産拠点のアジア地域への移転や低税率国に所得を移す、あるいは留保するケースが増え、わが国の雇用や知的財産といった付加価値の漏出は進みつつある。そのような状況下で、わが国においても立地の競争力を高め、国内へ海外からの投資を呼び込みつつ、雇用・付加価値を増加させるという考え方に視点が移ってきていることは指摘したとおりである。また、源泉地ベースの法人課税と同一の方向性をもつ国際課税をも含めた抜

本的改革も視野に入れ、検討を進める必要がある。今後、グローバル経済下における法人課税の在り方として、効率化や簡素化を重視するような改革が目指すべき方向として示されている。

上記の法人課税改革の議論を租税政策として実行しようというのが、平成23年度税制改正大綱である。有識者は、税率の引下げに関して一定の評価を下しているものの、引き続いての税率引下げの必要性を論じている。税率引下げが直ちに国内投資を増加させ、景気回復に結びつくかを疑問視する見方もあるが、日本国内に海外企業からの投資を呼び込み、アジア各国との競争に耐えうるような法人税改革を行っていくことが中長期的には必要である。

平成23年度税制改正大綱で掲げられた法人課税改革が、経済のグローバル化の中で、企業や立地の国際競争強化するような法人課税改革に結びつけるか、国際課税制度の改革をも含めた抜本的改革を実行しなければならないであろう。

グローバル化する経済下において世界的に法人税率の引下げが潮流となっている。わが国の法人課税については、税率の引下げによって企業活力を回復させ、経済成長のエンジンとし、景気回復を図るシナリオが依然として描かれている。グローバル化する経済というフィールドの中で、企業の行動は国家という制約に縛られてはいない。しかし、国という枠組みの中にあって、企業は雇用の場であり、企業が納める税は財源として重要な位置づけにある。これらのことから、外資系の企業にとって、わが国が進出先として魅力をもつような戦略的な政策が打ち出され、それがスピーディーに実行されていかなければならない。法人課税に関しては、国際課税の分野では世界各国との調和を図りつつも、わが国に対内直接投資を行い、進出する企業が増加するというインセンティブを与えられる租税政策が実行されることが、その進むべき方向として示される。そうした企業が経済成長のエンジンとなりうるというシナリオが描けるような法人課税改革が目指される必要があろう。

〈注〉

- (1) 土居教授はRandolfの議論を以下のように説明している(土居, 2010, 147ページ)。

いま、わが国で法人税率を下げないで、諸外国で法人税率を引き下げた場合、どうなるだろうか。たとえば、アメリカで法人税を引き下げたとする。アメリカで資本の税引後収益率が上昇する。これにより、アメリカでの生産に資本が流入して、アメリカでの資本投入が増える。これに伴って、アメリカで雇用や賃金が増える。また、国際的な裁定取引によって、資本収益率が均等化するため、日本での資本の税引後収益率も上昇する。しかし、アメリカでの法人税減税により、アメリカに資本が流出しているため、日本における資本投入が減る。これに伴い、日本での雇用や賃金が減る。

以上により、わが国で法人税率を引き下げなくても、諸外国で法人税率を下げた場合、わが国の労働所得にとって不利になるのである。

- (2) 法人実効税率の定義としては、森信教授によれば支払法人税額の税引き前純利益に対する比率として定義される(森信, 2010, 216ページ)。ここで使われている実効税率という言葉は、法人税の表面税率のことである。

- (3) 神野教授は「法人貯蓄は未配当利潤への課税を強化すれば吸収できる。もっとも、未配当利潤は投資に活用される場合があるので、コラムは遊休企業基金税を提唱している」と説明している（神野，2011，30 ページ）。

参考文献

- 青山慶二（2010）「国際租税を取り巻く環境変化と税制のあり方」土居丈朗編著『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞社。
- 青山慶二（2011a）「マリーズレビューと源泉地ベースの国際資本課税」財務省財務総合研究所『フィナンシャル・レビュー』第1号，通巻第102号。
- 青山慶二（2011b）「税制改正大綱を評価する — 国際的調和の観点から」日本税務研究センター『税研』No. 156。
- 経済産業省（2007）「公的負担と企業行動に関するアンケート調査 調査結果中間報告」
- 白川浩道（2011）『消費税か貯蓄税か』朝日新聞出版。
- 神野直彦（2011）「税制改正大綱を評価する — 景気対策と雇用観点の観点から」日本税務研究センター『税研』No. 156。
- 税制調査会（2010）「平成23年度税制改正大綱」。
- 土居丈朗（2010）「経済活力を取り戻すための法人税負担軽減と消費税」土居丈朗編著『日本の税をどう見直すか』日本経済新聞社。
- 土居丈朗（2011）「税制改正大綱を評価する — 財政改革の視点から」日本税務研究センター『税研』No. 156。
- 森信茂樹（2010）『日本の税制 — 何が問題か』岩波書店。
- 森信茂樹（2011）「グローバル経済下での租税政策 — 消費課税の新展開 —」財務省財務総合研究所『フィナンシャル・レビュー』第1号，通巻第102号。
- 柳下正和（2011）「近年の税制改革の潮流とわが国における議論」千葉商科大学『View & Vision』第32号。

Recent Japan's Corporate Income Tax Reform in Global Economy

Masakazu Yanagishita

Abstract

This paper discussed recent Japan's corporate income tax reform. Japan's corporate income tax rate is higher than foreign countries. The corporate tax rate will be reduced by 5% in order to promote domestic investment and job creation through enhancing Japanese companies' international competitiveness as well as improving the environment for business establishment in FY 2011 tax reform. In this paper, it is argued how FY 2011 tax reform is evaluated by experts. Japan's corporate income tax reform should be intended by strategic reform with increase of inward direct investment in global economy.

Keywords: corporate income tax reform, global economy, FY 2011 tax reform, reduction of corporate income tax rate, inward direct investment